

提出内容

受付番号： 495240139000000004
提出日時： 2024年9月18日15時3分

案件番号： 495240139
案件名： 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
所管省庁・部局名等： 厚生労働省保険局医療介護連携政策課企画係
意見・情報受付開始日時： 2024年8月22日0時0分
意見・情報受付締切日時： 2024年9月20日23時59分

郵便番号： 634-8521
住所： 奈良県橿原市四条町840
氏名： NDBユーザー会 代表世話人 今村知明
連絡先電話番号： 0744-22-3051
連絡先メールアドレス： jimu-ndbusers@ml.mri.co.jp

提出意見：

NDBユーザー会として提出させていただきます。
NDBデータの提供を今後も安定的に行うため・国民保健の向上に特に重要な役割を果たす者の利用を阻害しないことを念頭に置いた本改正だと思えます。
これまで、「手数料の見込額は承諾時、確定額はデータ抽出後で、見込額と異なっても厚生労働省はその責を負わない」「納付時期は事前に（特に承諾時前後には）通知されない」となっており、今回の改正でもその部分に変更されないと認識しています。
しかしながら、研究者だけでなく民間企業でも、手数料の確定時期・納付時期が分からないと予算取り自体ができず、NDBデータ利用における大きな阻害要因になっていると聞いています。
1割～2割、実際の確定額が見込額を上回っても構いませんので、研究者等が納付する額と時期を、承諾時には通知いただけないでしょうか。
ご検討のほどよろしくお願いいたします。